令 和 4 年 3 月 7 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 4 年 3 月 会 議

議　　案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
同意第７号	農業委員会委員の任命について
同意第８号	農業委員会委員の任命について
同意第９号	農業委員会委員の任命について
同意第１０号	農業委員会委員の任命について
同意第１１号	農業委員会委員の任命について
同意第１２号	農業委員会委員の任命について
同意第１３号	農業委員会委員の任命について
同意第１４号	農業委員会委員の任命について
同意第１５号	農業委員会委員の任命について
同意第１６号	農業委員会委員の任命について
議案第４１号	洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第４２号	洞爺湖町文化財施設条例の一部改正について
議案第４３号	洞爺湖町民交通傷害保障条例の廃止について
議案第４４号	財産の無償貸付について
議案第４５号	第２期洞爺湖町まちづくり総合計画の基本構想の変更について
議案第４６号	虻田町・洞爺村新町建設計画の一部変更について
議案第４７号	令和３年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第９号）
議案第４８号	令和３年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議案第４９号	令和３年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

議案番号	件名
議案第５０号	令和３年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第３号）
議案第５１号	令和３年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
議案第５２号	令和３年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議案第５３号	令和４年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第５４号	令和４年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第５５号	令和４年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算
議案第５６号	令和４年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
議案第５７号	令和４年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算
議案第５８号	令和４年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
議案第５９号	令和４年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

同意第７号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住　所　　虻田郡洞爺湖町入江１４５番地１
氏　名　　澤　田　英　雄
　　昭和３７年１１月１２日生

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

同意第８号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住　所　　虻田郡洞爺湖町月浦９２番地
氏　名　　青　山　晴　重
　　昭和２５年5月３０日生

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

同意第９号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住　所　　虻田郡洞爺湖町花和２０４番地１
氏　名　　田　中　恭　一
　　昭和３７年３月１５日生

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

同意第１０号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住　所　　虻田郡洞爺湖町川東６番地５
氏　名　　大　西　俊　則
　　昭和３５年３月３日生

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

同意第１１号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住　所　　虻田郡洞爺湖町洞爺町４１７番地
氏　名　　佐　伯　昌　彦
　　昭和３０年3月１９日生

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

同意第１２号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住　所　　虻田郡洞爺湖町成香６４番地
氏　名　　星　　博　明
　　昭和３４年２月２日生

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

同意第１３号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住　所　　虻田郡洞爺湖町成香４６４番地
氏　名　　菊　地　哲　也
　　昭和４９年2月２２日生

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

同意第１４号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住　所　　虻田郡洞爺湖町香川２９番地５
氏　名　　毛　利　政　則
　　昭和３４年1月１１日生

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

同意第１５号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住　所　　虻田郡洞爺湖町香川５番地
氏　名　　西　岡　正　雄
　　昭和３９年1月１８日生

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

同意第１６号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住　所　　虻田郡洞爺湖町洞爺町５７番地２
氏　名　　村　上　正　弘
　　昭和２７年３月２４日生

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

議案第４１号

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例（平成１８年洞爺湖町条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第１８条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第２１条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第２２条　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第２３条　任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　職員に対する育児休業に係る研修の実施
⑵　育児休業に関する相談体制の整備
⑶　その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第４２号

洞爺湖町文化財施設条例の一部改正について

洞爺湖町文化財施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

洞爺湖町文化財施設条例の一部を改正する条例

洞爺湖町文化財施設条例（平成１８年洞爺湖町条例第８５号）の一部を次のように改正する。

第８条を次のように改める。

（入館料）

第８条　入館料は、無料とする。

第９条及び第１０条を削り、第１１条を第９条とし、第１２条を第１０条とし、第１３条を第１１条とする。

別表を削る。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第４３号

洞爺湖町民交通傷害保障条例の廃止について

洞爺湖町民交通傷害保障条例を廃止する条例を次のように定める。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

洞爺湖町民交通傷害保障条例を廃止する条例

洞爺湖町民交通傷害保障条例（平成１８年洞爺湖町条例第６８号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４４号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求める。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

１　無償で貸し付ける財産の表示

⑴　土　地

所　在　　虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉
地　番　　１８７番地２９の内
地　目　　宅　地
地　積　　２６１．３６㎡

⑵　建　物

所　在　　虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉
地　番　　１８７番地２９
用　途　　体育館入口通路
構　造　　鉄筋コンクリート造
床面積　　６７．５㎡

２　貸付先

⑴　所在地　　東京都渋谷区恵比寿西２丁目８番１０号 ＯＲＩＸ恵比寿西ビル３Ｆ
⑵　名　称　　株式会社　三洋
⑶　代表者　　代表取締役社長　佐　藤　雄　三

３　貸付期間

⑴　土　地　　令和４年４月１日から令和１４年３月３１日まで
⑵　建　物　　令和４年６月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第４５号

第２期洞爺湖町まちづくり総合計画の基本構想の変更について

第２期まちづくり総合計画の基本構想を次のとおり変更したいので、洞爺湖町議会の議決すべき事件に関する条例（平成２７年洞爺湖町条例第２３号）第２条第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

第２期洞爺湖町まちづくり総合計画の基本構想を別紙のとおり変更する。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

第２期まちづくり総合計画（基本構想）

変　更　前	変　更　後
第１編　基本構想 第１章　はじめに 第１節～第４節　略	第１編　基本構想 第１章　はじめに 第１節～第４節　略 第５節　ＳＤＧｓへの対応 平成２７年の国連サミットにおいて、ＳＤＧｓ（エス・ディ・ジーズ）が採択され、世界各国が協調し、共通目標の達成に向けた取組みが進められています。 本計画の推進に当たっても、このＳＤＧｓの理念を踏まえながら、各種施策を推進していくこととします。

議案第４６号

虻田町・洞爺村新町建設計画の一部変更について

虻田町・洞爺村新町建設計画の一部を次のとおり変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第５条第７項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

虻田町・洞爺村新町建設計画の一部を別紙のとおり変更する。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

虻田町・洞爺村新町建設計画【変更】

区　分	変　更　前	変　更　後	備　考
表紙	（表紙　５行） 虻田町・洞爺村 新町建設計画 平成２８年３月９日　一部変更 令和元年１２月１２日　一部変更	（表紙　５行） 虻田町・洞爺村 新町建設計画 平成２８年３月９日　一部変更 令和元年１２月１２日　一部変更 令和　年　月　日　一部変更	【追加】
Ⅰ　序論 １．新町建設計画の策定方針	（３頁　２行） （３）計画の期間 本計画の期間は、平成１８年度から令和３年度までの１６年間とします。	（３頁　２行） （３）計画の期間 本計画の期間は、平成１８年度から令和７年度までの２０年間とします。	【修正】
Ⅶ　財政計画 １．前提条件	（７２頁　１５～１６行） （２）計画の前提条件 ①計画期間 財政計画の計画期間は、新町建設計画の計画期間及び合併特例法による財政支援期間内の、合併後１６年度間（平成１８年度から令和３年度まで）としています。	（７２頁　１５～１６行） （２）計画の前提条件 ①計画期間 財政計画の計画期間は、新町建設計画の計画期間及び合併特例法による財政支援期間内の、合併後２０年度間（平成１８年度から令和７年度まで）としています。	【修正】
２．財政計画	（７８頁～８０頁　表中） 別紙のとおり	（７８頁～８０頁　表中） 別紙のとおり	【修正及び追加】

（別紙）

変　更　前

（７８頁　表中）

【歳入】

区　　分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
地方税	1,239	1,212	1,175	1,161	1,154	1,136
地方譲与税・交付金	270	285	286	293	303	298
地方交付税	3,569	3,465	3,220	3,219	3,170	3,130
国庫支出金	620	378	410	430	635	485
道支出金	374	508	424	623	455	452
地方債	915	581	683	852	764	738
分担金及び負担金	39	43	43	42	42	42
使用料・手数料	249	240	233	232	231	230
財産収入・諸収入等	461	402	350	269	216	216
繰入金	38	51	125	140	130	130
合　　計	7,774	7,165	6,949	7,261	7,100	6,857

※端数処理の関係で、費目ごとの計と合計が合致しない場合があります。

※18年度から30年度は、決算の額を記入しています。

変　更　後

（７８頁　表中）

【歳入】

区　　分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地方税	1,239	1,212	1,175	1,176	1,069	1,010	1,145	1,200	1,216	1,217
地方譲与税・交付金	270	285	286	282	314	392	290	290	290	290
地方交付税	3,569	3,465	3,220	3,204	3,219	3,474	3,454	3,360	3,298	3,275
国庫支出金	620	378	410	482	2,033	782	527	426	381	369
道支出金	374	508	424	724	486	418	360	377	299	294
地方債	915	581	683	810	788	656	677	1,122	891	617
分担金及び負担金	39	43	43	48	50	68	81	69	60	60
使用料・手数料	249	240	233	233	226	221	222	222	222	222
財産収入・諸収入等	461	402	350	240	306	328	299	351	415	495
繰入金	38	51	125	91	150	266	294	238	143	170
合　　計	7,774	7,165	6,949	7,290	8,641	7,615	7,349	7,655	7,215	7,009

※端数処理の関係で、費目ごとの計と合計が合致しない場合があります。

※18年度から2年度は、決算の額を記入しています。

（別紙）

変　更　前

（７９頁　表中）
【歳出】

区　　分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
人件費	1,243	1,156	1,173	1,180	1,150	1,162
物件費	1,163	1,074	1,078	1,092	1,145	1,145
維持補修費	131	166	168	175	180	188
扶助費	741	657	684	685	685	685
補助費等	909	886	1,124	1,340	1,017	920
投資的経費	1,128	749	657	805	949	768
公債費	1,098	980	871	872	881	915
投資・出資・貸付金	8	8	38	35	32	29
積立金	124	241	62	50	50	50
繰出金	984	1,070	1,015	1,027	1,011	995
合　　計	7,529	6,987	6,870	7,261	7,100	6,857

※端数処理の関係で、費目ごとの計と合計が合致しない場合があります。
※18 年度から 30 年度は、決算の額を記入しています。

変　更　後

（７９頁　表中）
【歳出】

区　　分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
人件費	1,243	1,156	1,173	1,144	1,393	1,478	1,584	1,494	1,483	1,521
物件費	1,163	1,074	1,078	1,123	1,071	1,040	935	939	949	959
維持補修費	131	166	168	170	116	120	120	120	120	120
扶助費	741	657	684	677	707	775	742	733	733	733
補助費等	909	886	1,124	1,311	1,996	1,485	1,322	1,591	1,227	938
投資的経費	1,128	749	657	800	1,253	645	506	632	524	529
公債費	1,098	980	871	867	859	903	961	951	938	928
投資・出資・貸付金	8	8	38	8	28	8	8	8	8	8
積立金	124	241	62	37	68	121	165	215	261	301
繰出金	984	1,070	1,015	1,037	1,045	1,040	1,006	972	972	972
合　　計	7,529	6,987	6,870	7,174	8,536	7,615	7,349	7,655	7,215	7,009

※端数処理の関係で、費目ごとの計と合計が合致しない場合があります。
※18 年度から 2 年度は、決算の額を記入しています。

（別紙）

変　更　前

（８０頁　表中）

行政経費の削減効果

区　分	削減額	備　　考
議員報酬	7.0 億円	平成 19 年４月まで在任特例。平成 19 年５月以降、段階的に 28 人から 12 人へ 16 人の削減。合併後 16 年間の累計。対 16 年度。
町長、副町長、教育長の給与	9.5 億円	それぞれ一人ずつへ。 合併後 16 年間の累計。対 16 年度。
職員給	58.7 億円	平成 16 年度初：202 人を、平成 31 年度初：141 人へ。退職者は合併後５年間不補充。平成 23 年度以降、退職者の５分の１補充。勧奨退職応募者７名を見込む。合併後 16 年間の累計。対 16 年度。

変　更　後

（８０頁　表中）

行政経費の削減効果

区　分	削減額	備　　考
議員報酬	9.1 億円	平成 19 年４月まで在任特例。平成 19 年５月以降、段階的に 28 人から 12 人へ 16 人の削減。合併後 20 年間の累計。対 16 年度。
町長、副町長、教育長の給与	11.7 億円	それぞれ一人ずつへ。 合併後 20 年間の累計。対 16 年度。
職員給	68.3 億円	平成 16 年度初：202 人を、令和３年度初：144 人へ。退職者は合併後５年間不補充。平成 23 年度以降、退職者の５分の１補充。勧奨退職応募者７名を見込む。合併後 20 年間の累計。対 16 年度。

議案第４７号

令和３年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第９号）

令和３年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５４，８８４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，０１３，４２４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の追加及び変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
13. 分担金及び負担金		67,548	△ 13,355	54,193
	1. 分　　担　　金	23,031	△ 12,955	10,076
	2. 負　　担　　金	44,517	△ 400	44,117
15. 国　庫　支　出　金		1,031,209	6,133	1,037,342
	1. 国　庫　負　担　金	330,035	△ 1,481	328,554
	2. 国　庫　補　助　金	691,197	7,503	698,700
	3. 委　　託　　金	9,977	111	10,088
16. 道　　支　　出　　金		539,289	△ 16,202	523,087
	1. 道　　負　　担　　金	200,739	1,013	201,752
	2. 道　　補　　助　　金	324,446	△ 17,091	307,355
	3. 委　　託　　金	14,104	△ 124	13,980
17. 財　　産　　収　　入		24,371	2,123	26,494
	1. 財 産 運 用 収 入	18,927	△ 205	18,722
	2. 財 産 売 払 収 入	5,444	2,328	7,772
19. 繰　　入　　金		249,939	△ 27,672	222,267
	1. 繰　　入　　金	249,939	△ 27,672	222,267
21. 諸　　収　　入		69,781	789	70,570
	5. 雑　　入	51,742	789	52,531
22. 町　　債		636,130	△ 6,700	629,430
	1. 町　　債	636,130	△ 6,700	629,430
歳　　入　　合　　計		8,068,308	△ 54,884	8,013,424

２　歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 議　会　費		58,590	△ 150	58,440
	1. 議　会　費	58,590	△ 150	58,440
2. 総　務　費		797,751	△ 8,910	788,841
	1. 総　務　管　理　費	802,609	△ 8,648	793,961
	3. 戸籍住民基本台帳費	18,153	△ 149	18,004
	4. 選　挙　費	7,871	11	7,882
	5. 統　計　調　査　費	745	△ 124	621
3. 民　生　費		1,539,967	△ 22,925	1,517,042
	1. 社　会　福　祉　費	1,042,733	△ 13,835	1,028,898
	3. 医　療　助　成　費	242,117	△ 4,700	237,417
	4. 児　童　福　祉　費	160,227	△ 2,580	157,647
	5. 保　育　所　費	138,371	△ 1,810	136,561
4. 衛　生　費		453,710	△ 14,007	439,703
	1. 保　健　衛　生　費	178,567	△ 4,933	173,634
	2. 環　境　衛　生　費	21,582	△ 520	21,062
	4. 清　掃　費	266,661	△ 8,000	258,661
	5. 公　害　対　策　費	3,079	△ 554	2,525
6. 農林水産業費		338,040	△ 30,982	307,058
	1. 農　業　費	287,012	△ 27,192	259,820
	2. 林　業　費	12,260	△ 3,790	8,470
7. 商　工　費		321,168	△ 11,662	309,506
	1. 商　工　費	65,626	△ 5,673	59,953
	2. 観　光　費	227,678	△ 5,989	221,689

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		1,269,833	78,542	1,348,375
	1. 土木管理費	33,570	△ 773	32,797
	2. 道路橋梁費	449,327	57,895	507,222
	3. 河川費	5,000	0	5,000
	5. 都市計画費	375,978	23,911	399,889
	6. 住宅・建築費	379,601	△ 2,491	377,110
9. 消防費		319,572	△ 17,438	302,134
	1. 消防費	319,572	△ 17,438	302,134
10. 教育費		410,371	△ 11,336	399,035
	1. 教育総務費	114,698	△ 4,931	109,767
	2. 小学校費	67,720	△ 1,873	65,847
	3. 中学校費	77,869	△ 1,327	76,542
	4. 社会教育費	91,230	△ 1,206	90,024
	5. 保健体育費	65,213	△ 1,999	63,214
11. 公債費		903,707	0	903,707
	1. 公債費	903,707	0	903,707
12. 給与費		1,096,509	△ 5,500	1,091,009
	1. 給与費	1,096,509	△ 5,500	1,091,009
13. 予備費		59,023	△ 3,816	55,207
	1. 予備費	59,023	△ 3,816	55,207
14. 新型コロナウイルス感染症対策費		412,814	△ 6,700	406,114
	1. 新型コロナウイルス感染症対策費	412,814	△ 6,700	406,114
歳出合計		8,068,308	△ 54,884	8,013,424

第２表　繰越明許費

款	項	事　業　名	金　額
2　総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理事業	433 千円
8　土木費	5 都市計画費	都市計画管理事業	24,000 千円
14 新型コロナウイルス感染症対策費	1 新型コロナウイルス感染症対策費	子育て世帯への臨時特別給付金事業	510 千円
14 新型コロナウイルス感染症対策費	1 新型コロナウイルス感染症対策費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	38,502 千円

第３表　地方債補正

１．追加　　（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方　法	利　率	償還の方法
青葉川緊急浚渫推　進　事　業	900	普通貸借又　は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

２．変更　　（単位：千円）

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎外壁改修事業	27,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	27,400	同左	同左	同左
乳幼児等医療助成拡大事業	12,000	同上	同上	同上	10,800	同上	同上	同上
道営土地改良事業	5,000	同上	同上	同上	3,700	同上	同上	同上
橋梁長寿命化事業	31,800	同上	同上	同上	28,300	同上	同上	同上
泉公園団地改修事業	8,000	同上	同上	同上	6,500	同上	同上	同上

議案第４８号

令和３年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和３年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５０，９９３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，２９４，０７０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2. 道　支　出　金		986,389	△ 49,687	936,702
	1. 道　負　担　金	986,389	△ 49,687	936,702
4. 繰　入　金		194,000	△ 2,000	192,000
	1. 繰　入　金	194,000	△ 2,000	192,000
7. 国　庫　支　出　金		0	694	694
	1. 国　庫　補　助　金	0	694	694
歳　入　合　計		1,345,063	△ 50,993	1,294,070

２　歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2. 保　険　給　付　費		978,003	△ 50,150	927,853
	1. 保　険　給　付　費	978,003	△ 50,150	927,853
10. 予　　備　　費		4,363	△ 843	3,520
	1. 予　　備　　費	4,363	△ 843	3,520
歳　　出　　合　　計		1,345,063	△ 50,993	1,294,070

議案第４９号

令和３年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

令和３年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１５，４３５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９１６，３９５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2. 使用料及び手数料		172,338	△ 8,500	163,838
	1. 使　　用　　料	171,998	△ 8,500	163,498
3. 国　庫　支　出　金		191,240	△ 235	191,005
	1. 国　庫　補　助　金	191,240	△ 235	191,005
8. 町　　債		171,800	△ 6,700	165,100
	1. 町　　債	171,800	△ 6,700	165,100
歳　　入　　合　　計		931,830	△ 15,435	916,395

２　歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 公共下水道費		591,357	△ 16,993	574,364
	1. 下水道管理費	234,985	△ 15,993	218,992
	2. 下水道建設費	356,372	△ 1,000	355,372
2. 公債費		335,292	△ 200	335,092
	1. 公債費	335,292	△ 200	335,092
3. 予備費		5,181	1,758	6,939
	1. 予備費	5,181	1,758	6,939
歳出合計		931,830	△ 15,435	916,395

第２表　地方債補正

１．変更　　（単位：千円）

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	161,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	160,300	同左	同左	同左
公営企業会計法適用事業	10,500	同上	同上	同上	4,800	同上	同上	同上

議案第５０号

令和３年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第３号）

令和３年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６９，０２８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，１６９，００９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 介護保険料		218,937	△ 5,800	213,137
	1. 介護保険料	218,937	△ 5,800	213,137
2. 国庫支出金		293,284	△ 12,366	280,918
	1. 国庫負担金	188,724	△ 13,091	175,633
	2. 国庫補助金	104,560	725	105,285
3. 道支出金		187,018	△ 14,308	172,710
	1. 道負担金	168,766	△ 13,619	155,147
	2. 道補助金	18,252	△ 689	17,563
4. 支払基金交付金		303,952	△ 22,847	281,105
	1. 支払基金交付金	303,952	△ 22,847	281,105
6. 繰入金		203,253	△ 13,707	189,546
	1. 一般会計繰入金	203,252	△ 13,707	189,545
歳入合計		1,238,037	△ 69,028	1,169,009

２　歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 総　務　費		44,052	△ 2,540	41,512
	1. 総　務　管　理　費	35,459	△ 2,026	33,433
	2. 介護認定審査会費	8,477	△ 514	7,963
2. 保　険　給　付　費		1,099,963	△ 82,185	1,017,778
	1. 介護サービス等諸費	981,600	△ 75,025	906,575
	2. 介護予防サービス等諸費	23,704	3,390	27,094
	3. 高額介護サービス等費	28,173	△ 550	27,623
	4. 高額医療合算介護サービス等費	3,498	0	3,498
	5. 特定入所者介護サービス等費	62,284	△ 10,000	52,284
	6. その他諸費	704	0	704
3. 地域支援事業費		61,475	△ 4,436	57,039
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	25,801	△ 2,438	23,363
	2. 包括的支援事業費	35,674	△ 1,998	33,676
6. 予　備　費		746	20,133	20,879
	1. 予　備　費	746	20,133	20,879
歳　出　合　計		1,238,037	△ 69,028	1,169,009

議案第５１号

令和３年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

令和３年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，２１５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３５，０００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 分担金及び負担金		332	1,862	2,194
	1. 負　　担　　金	332	1,862	2,194
2. 使用料及び手数料		45,982	△ 2,677	43,305
	1. 使　　用　　料	45,920	△ 2,790	43,130
	2. 手　　数　　料	62	113	175
6. 町　　債		52,300	△ 2,400	49,900
	1. 町　　債	52,300	△ 2,400	49,900
歳　　入　　合　　計		138,215	△ 3,215	135,000

２　歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 総　務　費		9,218	△ 2,157	7,061
	1. 総　務　管　理　費	9,218	△ 2,157	7,061
2. 簡易水道施設費		68,416	△ 1,543	66,873
	1. 施　設　管　理　費	19,308	△ 790	18,518
	2. 簡易水道建設費	49,108	△ 753	48,355
4. 予　備　費		3,074	485	3,559
	1. 予　備　費	3,074	485	3,559
歳　出　合　計		138,215	△ 3,215	135,000

第２表　地方債補正

１．変更　　（単位：千円）

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	48,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	48,300	同左	同左	同左
公営企業会計法適用事業	3,400	同上	同上	同上	1,600	同上	同上	同上

議案第５２号

令和３年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和３年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９，５３７千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７６，０００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1.　後期高齢者医療保険料		116,881	△ 8,105	108,776
	1.　後期高齢者医療保険料	116,881	△ 8,105	108,776
2.　繰　　入　　金		61,904	△ 1,432	60,472
	1.　一　般　会　計　繰　入　金	61,904	△ 1,432	60,472
歳　　入　　合　　計		185,537	△ 9,537	176,000

２　歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 総　務　費		4,248	76	4,324
	1. 総　務　管　理　費	3,699	76	3,775
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		179,432	△ 9,537	169,895
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	179,432	△ 9,537	169,895
4. 予　備　費		1,707	△ 76	1,631
	1. 予　備　費	1,707	△ 76	1,631
歳　出　合　計		185,537	△ 9,537	176,000

議案第５３号

令和４年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算

令和４年度虻田郡洞爺湖町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６，９７０，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１，５００，０００千円と定める。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

第１表　歳入歳出予算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 町　　税		1,077,080
	1. 町　民　税	352,340
	2. 固　定　資　産　税	543,970
	3. 軽　自　動　車　税	22,970
	4. 町　た　ば　こ　税	65,000
	5. 入　湯　税	92,800
2. 地　方　譲　与　税		71,464
	1. 自動車重量譲与税	51,000
	2. 地方揮発油譲与税	17,500
	3. 森林環境譲与税	2,964
3. 利　子　割　交　付　金		1,000
	1. 利　子　割　交　付　金	1,000
4. 配　当　割　交　付　金		1,800
	1. 配　当　割　交　付　金	1,800
5. 株式等譲渡所得割交付金		2,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	2,000
6. 法人事業税交付金		7,000
	1. 法人事業税交付金	7,000
7. 地方消費税交付金		238,000
	1. 地方消費税交付金	238,000
8. ゴルフ場利用税交付金		500
	1. ゴルフ場利用税交付金	500
9. 環境性能割交付金		5,000
	1. 環境性能割交付金	5,000

款	項	金　額
10. 地方特例交付金		4,000
	1. 地方特例交付金	4,000
11. 地方交付税		3,400,000
	1. 地方交付税	3,400,000
12. 交通安全対策特別交付金		1,000
	1. 交通安全対策特別交付金	1,000
13. 分担金及び負担金		78,020
	1. 分担金	33,750
	2. 負担金	44,270
14. 使用料及び手数料		220,158
	1. 使用料	188,289
	2. 手数料	31,869
15. 国庫支出金		437,817
	1. 国庫負担金	280,948
	2. 国庫補助金	146,257
	3. 委託金	10,612
16. 道支出金		328,103
	1. 道負担金	203,496
	2. 道補助金	111,559
	3. 委託金	13,048
17. 財産収入		23,713
	1. 財産運用収入	18,711
	2. 財産売払収入	5,002
18. 寄附金		207,050
	1. 寄附金	207,050

款	項	金　額
19. 繰　入　金		273,050
	1. 繰　入　金	273,050
20. 繰　越　金		20,000
	1. 繰　越　金	20,000
21. 諸　収　入		64,745
	1. 延滞金、加算金及び過料	3
	2. 預　金　利　子	1
	3. 貸付金元利収入	15,990
	4. 受託事業収入	8,441
	5. 雑　入	40,310
22. 町　債		508,500
	1. 町　債	508,500
歳　入	合　計	6,970,000

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 議　　会　　費		58,718
	1. 議　　会　　費	58,718
2. 総　　務　　費		604,171
	1. 総　務　管　理　費	558,425
	2. 徴　　税　　費	11,887
	3. 戸籍住民基本台帳費	17,780
	4. 選　　挙　　費	14,856
	5. 統　計　調　査　費	119
	6. 監　査　委　員　費	1,104
3. 民　　生　　費		1,514,134
	1. 社　会　福　祉　費	1,011,084
	2. 国　民　年　金　費	37
	3. 医　療　助　成　費	215,642
	4. 児　童　福　祉　費	159,804
	5. 保　　育　　所　　費	127,567
4. 衛　　生　　費		679,686
	1. 保　健　衛　生　費	149,272
	2. 環　境　衛　生　費	20,706
	3. 畜　犬　対　策　費	216
	4. 清　　掃　　費	506,992
	5. 公　害　対　策　費	2,500
5. 労　　働　　費		3,200
	1. 労　　働　　費	3,200

款	項	金　額
6. 農林水産業費		164,939
	1. 農業費	140,892
	2. 林業費	7,166
	3. 水産業費	16,881
7. 商工費		240,669
	1. 商工費	63,871
	2. 観光費	176,798
8. 土木費		778,258
	1. 土木管理費	33,249
	2. 道路橋梁費	231,352
	3. 河川費	4,000
	4. 公園及び緑化費	28,826
	5. 都市計画費	373,572
	6. 住宅・建築費	107,259
9. 消防費		343,647
	1. 消防費	343,647
10. 教育費		395,111
	1. 教育総務費	122,170
	2. 小学校費	62,230
	3. 中学校費	65,284
	4. 社会教育費	83,519
	5. 保健体育費	61,908
11. 公債費		982,139
	1. 公債費	982,139
12. 給与費		1,185,328
	1. 給与費	1,185,328

款	項	金　　額
13. 予　　備　　費		20,000
	1. 予　　備　　費	20,000
歳　　出	合　　計	6,970,000

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　度　額
業務用パソコン購入事業	自　令和４年度 至　令和８年度	８，２００千円

第３表　地方債　　（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
役場本庁舎長寿命化事業	33,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
乳幼児等医療助成拡大事業	10,000	同　上	同　上	同　上
西いぶり広域連合新中間処理施設建設事業	233,500	同　上	同　上	同　上
道営土地改良事業	9,500	同　上	同　上	同　上
財田自然観察道整備事業	2,700	同　上	同　上	同　上
住宅リフォーム助成事業	8,000	同　上	同　上	同　上
橋梁長寿命化事業	34,200	同　上	同　上	同　上
公営住宅整備事業	36,400	同　上	同　上	同　上
錦川緊急浚渫推進事業	2,000	同　上	同　上	同　上

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
救急車更新事業	36,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
洞爺中学校体育館耐震化事業	2,800	同　上	同　上	同　上
臨時財政対策債	100,000	同　上	同　上	同　上

議案第５４号

令和４年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算

令和４年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，２９１，５９６千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、４００，０００千円と定める。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

第１表　歳入歳出予算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 国民健康保険税		172,809
	1. 国民健康保険税	172,809
2. 道支出金		945,780
	1. 道負担金	945,780
3. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
4. 繰入金		173,000
	1. 繰入金	173,000
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		5
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預金利子	1
	3. 受託事業収入	1
	4. 雑入	1
歳入合計		1,291,596

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1. 総務費		33,122
	1. 総務管理費	27,825
	2. 徴収費	415
	3. 運営協議会費	190
	4. 特別対策事業費	4,692
2. 保険給付費		937,326
	1. 保険給付費	937,326
3. 国民健康保険事業費納付金		304,911
	1. 国民健康保険事業費納付金	304,911
4. 共同事業拠出金		1
	1. 共同事業拠出金	1
5. 保健事業費		11,533
	1. 保健事業費	6,084
	2. 特定健康診査等事業費	5,449
6. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
7. 公債費		100
	1. 公債費	100
8. 諸支出金		304
	1. 償還金及び還付加算金	304
9. 予備費		4,298
	1. 予備費	4,298
歳出合計		1,291,596

議案第５５号

令和４年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算

令和４年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６７３，７６９千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３００，０００千円と定める。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

第１表　歳入歳出予算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 分担金及び負担金		29
	1. 分担金	28
	2. 負担金	1
2. 使用料及び手数料		159,685
	1. 使用料	159,527
	2. 手数料	158
3. 国庫支出金		59,598
	1. 国庫補助金	59,598
4. 道支出金		9,655
	1. 道補助金	9,655
5. 繰入金		372,000
	1. 繰入金	372,000
6. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
7. 諸収入		1
	1. 雑入	1
8. 町債		72,800
	1. 町債	72,800
歳入	合計	673,769

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 公　共　下　水　道　費		358,370
	1. 下　水　道　管　理　費	245,461
	2. 下　水　道　建　設　費	112,909
2. 公　　債　　費		312,721
	1. 公　　債　　費	312,721
3. 予　　備　　費		2,678
	1. 予　　備　　費	2,678
歳　　出	合　　計	673,769

第２表　地方債　　（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
公共下水道事業	49,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公営企業会計法適用事業	23,500	同　上	同　上	同　　上

議案第５６号

令和４年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算

令和４年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，２０１，２０９千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

第１表　歳入歳出予算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 介　護　保　険　料		217,350
	1. 介　護　保　険　料	217,350
2. 国　庫　支　出　金		294,264
	1. 国　庫　負　担　金	191,143
	2. 国　庫　補　助　金	103,121
3. 道　支　出　金		178,498
	1. 道　負　担　金	169,337
	2. 道　補　助　金	9,161
4. 支　払　基　金　交　付　金		306,347
	1. 支　払　基　金　交　付　金	306,347
5. 財　産　収　入		10
	1. 財　産　運　用　収　入	10
6. 繰　入　金		204,683
	1. 一　般　会　計　繰　入　金	201,201
	2. 基　金　繰　入　金	3,482
7. 繰　越　金		1
	1. 繰　越　金	1
8. 諸　収　入		56
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預　金　利　子	1
	3. 雑　入	53
歳　入　合　計		1,201,209

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1. 総務費		30,446
	1. 総務管理費	22,527
	2. 介護認定審査会費	7,803
	3. 運営協議会費	116
2. 保険給付費		1,109,165
	1. 介護サービス等諸費	994,781
	2. 介護予防サービス等諸費	27,958
	3. 高額介護サービス等費	28,679
	4. 高額医療合算介護サービス等費	3,626
	5. 特定入所者介護サービス等費	53,414
	6. その他諸費	707
3. 地域支援事業費		60,490
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	25,467
	2. 包括的支援事業費	35,023
4. 基金積立金		10
	1. 基金積立金	10
5. 諸支出金		151
	1. 償還金及び還付加算金	151
6. 予備費		947
	1. 予備費	947
歳出	合計	1,201,209

議案第５７号

令和４年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算

令和４年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１３９，７３６千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５０，０００千円と定める。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

第１表　歳入歳出予算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 分担金及び負担金		192
	1. 負担金	192
2. 使用料及び手数料		43,807
	1. 使用料	43,752
	2. 手数料	55
3. 繰入金		40,000
	1. 繰入金	40,000
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		36
	1. 雑入	36
6. 町債		55,700
	1. 町債	55,700
歳入合計		139,736

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1. 総　　務　　費		14,522
	1. 総　務　管　理　費	14,522
2. 簡　易　水　道　施　設　費		70,343
	1. 施　設　管　理　費	19,455
	2. 簡　易　水　道　建　設　費	50,888
3. 公　　債　　費		54,208
	1. 公　　債　　費	54,208
4. 予　　備　　費		663
	1. 予　　備　　費	663
歳　　出　　合　　計		139,736

第２表　地方債　　（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
簡易水道事業	47,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公営企業会計法適用事業	8,300	同　上	同　上	同　　上

議案第５８号

令和４年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算

令和４年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１７１，２６１千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

第１表　歳入歳出予算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1.　後期高齢者医療保険料		107,430
	1.　後期高齢者医療保険料	107,430
2.　繰　　入　　金		63,827
	1.　一　般　会　計　繰　入　金	63,827
3.　繰　　越　　金		1
	1.　繰　　越　　金	1
4.　諸　　収　　入		3
	1.　延滞金、加算金及び過料	2
	2.　雑　　入	1
歳　　入	合　　計	171,261

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1.　総　　務　　費		4,473
	1.　総　　務　　管　　理　　費	3,886
	2.　徴　　収　　費	587
2.　後期高齢者医療広域連合納付金		166,345
	1.　後期高齢者医療広域連合納付金	166,345
3.　諸　　支　　出　　金		150
	1.　償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	150
4.　予　　備　　費		293
	1.　予　　備　　費	293
歳　　出	合　　計	171,261

議案第５９号

令和４年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和４年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は次のとおりとする。

⑴　給水戸数　３，６６０戸

⑵　年間総給水量　７９９，４５０㎥

⑶　１日平均給水量　２，１９０㎥

⑷　主要な建設改良事業

(ｱ)　配水管布設替工事　８３６ｍ

(ｲ)　配水管布設工事　４６ｍ

(ｳ)　浄水場施設整備　一式

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

（収　入）

第１款	水道事業収益	２５８，８１３千円
第１項	営業収益	１９３，９５６千円
第２項	営業外収益	６４，８５６千円
第３項	特別利益	１千円

（支　出）

第１款	水道事業費用	２５８，８１３千円
第１項	営業費用	２３７，７２９千円
第２項	営業外費用	１０，９２８千円
第３項	特別損失	１千円
第４項	予備費	１０，１５５千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額８０，９１３千円は、過年度分損益勘定留保資金６６，４１４千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１４，４９９千円で補てんするものとする。）

（収　　入）

第　１　款	資　本　的　収　入	１５６，８１２千円
第　１　項	企　　業　　債	１３４，５００千円
第　２　項	国　庫　補　助　金	１９，６６７千円
第　３　項	負　　担　　金	２，６４５千円

（支　　出）

第　１　款	資　本　的　支　出	２３７，７２５千円
第　１　項	企業債償還金	７８，２３９千円
第　２　項	建　設　改　良　費	１５６，８４４千円
第　３　項	資　産　購　入　費	２，６４２千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

（単位:千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	134,500	証書借入	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、５０，０００千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費　　１７，８４４千円

（たな卸資産の購入限度額）

第８条　たな卸資産の購入限度額は、９，４４４千円と定める。

令和４年３月７日提出

洞爺湖町長　真　屋　敏　春